

## 市第 88 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

### 1 条例改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）（第 2 次一括法）により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 21 条第 3 項の規定が改正され、平成 24 年 4 月 1 日に施行されました。

この改正により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関する基準については、平成 25 年 3 月 31 日までに市町村の条例で定めることとなったため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 4 年横浜市条例第 44 号。以下、「条例」という。）を改正しようとするものです。

### 2 技術管理者の資格基準の考え方

条例で定める基準は、環境省令で定める基準を参酌して定めるものとされており、本市の条例では国の基準に準じる形で基準を制定します。

なお、国の基準として定められている「旧大学令に基づく大学」、「旧専門学校令に基づく専門学校」及び「旧中等学校令に基づく中等学校」を卒業した者に関しては、該当者が平成 25 年 4 月現在で 79 歳以上のため、本市設置施設の技術管理者の基準としては規定しないものとします。

### 3 条例で定める資格基準

「廃棄物処理法」第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格基準としては、

- ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- ・ 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ・ 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者など、11 条項を規定します。

### 4 施行予定日

平成 25 年 4 月 1 日

## 【参考】

### 1 資格基準が適用される本市設置の一般廃棄物処理施設（15 施設）一覧

施設の種類及び施設数	施設名称
焼却施設 5 施設	鶴見工場、保土ヶ谷工場（休止中）、旭工場、金沢工場、都筑工場
資源化施設 4 施設	鶴見資源化センター、緑資源選別センター、金沢資源選別センター、戸塚資源選別センター
輸送事務所 3 施設	神奈川輸送事務所、戸塚輸送事務所、神明台輸送事務所
最終処分場 2 施設	南本牧廃棄物最終処分場、神明台処分地
管路収集施設 1 施設	みなとみらい 21 クリーンセンター

### 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋

（第 21 条第 3 項）（技術管理者）

第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、**環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格**）を有する者でなければならない。